

信用格付を付与するために用いる方法の概要（パブリック・セクター）

地方自治体等の信用格付においては、歳入、歳出並びに負債及び流動性に係るリスクの原因とその緩和要因の相互作用により定まるリスク特性が重要であり、歳入の調整可能性、歳出の抑制可能性及び流動性へのアクセスに関する能力に由来する地方自治体等のリスクへの耐性に関する長期的な動向・予想を分析する。

主なリスク要因である歳入の頑健性・調整可能性、歳出の持続可能性・調整可能性、負債及び流動性の頑健性・柔軟性の評価に際しては、これらに影響するガバナンス・運営体制、制度的な枠組みや経済環境などを考慮する。制度的な枠組みとしては、歳入の構成、税制面での自主性、政府・自治体との関係性、資金調達・収支均衡のメカニズム、歳出面の特徴、負担の種類と程度、破産法制、セクターにおける負債に関する会計制度及び管理・モニタリングなどがあげられる。これらの主なリスク要因を総合し、発行体の全体的なリスク特性の評価を行う。

地方自治体等の景気悪化局面での耐性については定量的な基準をもとに評価し、個別のシナリオと発行体の負債持続可能性のスコアリングを行う。リスク特性と負債持続可能性に関するスコアをもとにピア分析も加味し、発行体のスタンドアローン信用特性を導く。

このスタンドアローン信用特性に、ソブリンや上位の政府による支援の可能性などの影響や制約、主なリスク要因検討の段階でとらえ切れていない追加的なリスク要因を考慮し、最終的な格付を決定する。

生活に不可欠な公益事業、社会福祉サービスなどの活動を行うパブリック・セクターの事業体又は非営利のパブリック・ファイナンスの債務者（公益事業、教育事業、医療健康管理関連事業、低廉住宅事業、社会福祉事業、慈善文化事業、政府保有の戦略投資事業などの事業を行う債務者）で、債務の償還を企業体の資金・収入に依拠する者に対する信用格付では、収入の維持可能性、事業リスク及び財務内容を重視するとともに負債構造、ガバナンスと経営、法律や規制、カントリーリスクなどの追加的なリスク要因を考慮する。

これらの格付方法の詳細については、格付基準レポート「International Local and Regional Governments Rating Criteria」（2021年9月3日付）、「Public Sector, Revenue-Supported Entities Rating Criteria」（2021年9月1日付）をご覧ください。なお、「International Local and Regional Governments Rating Criteria」は米国外の発行体を対象とした格付基準であり、米国の地方自治体等については、「U.S. Public Finance Tax-Supported Rating Criteria」（2021年5月4日付）をご覧ください。このほかフィッチ・グローバル・サイトの Criteria ページに掲載されているレポートもあわせてご参照ください。